

終了してから6ヶ月を経過するまでは時効の完成猶予
保証人等には通知が条件となる

- ⑤承認→時効の更新
- ⑥催告→6ヶ月が経過するまでは時効の完成猶予
再度の催告では時効の完成は猶予されない
- ⑦時効の停止→時効の完成猶予
天災による場合(前)2週間→(後)3ヶ月

(6) 協議の合意(書面)による時効の完成猶予

- ①合意から1年
- ②協議の期間が1年より短い場合
- ③協議の続行拒絶の通知の時から6ヶ月

(7) 時効の援用権者の明文化

保証人、物上保証人、第三取得者

8. 債権の目的

(1) 特定物の引渡しの場合の注意義務

特定物の引渡し債務における善管注意義務については、「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる」ことが明記された。(400条)

(2) 不能による選択債権の特定(410条)

不能による選択債権の特定について、どのように改正されたか。

債権の目的である複数の給付のうちの一部が不能である場合には、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権はその残存するものについて存在する旨の規定が設けられた。

また、選択権者でない当事者の過失によって不能となった場合だけでなく、当事者双方の過失によらずに不能となった場合においても、選択権者が不能の給付を選択する余地を認めることになった。

9. 法定利率

(1) 法定利率の変動制

法定利率に関し、年5分という固定制ではなく、当初年3%、3年を1期として1期ごとに基準割合を比較して、その差が1%以上になった場合に限り、1%単位で法定利率を変更すると言う変動制に改められた(404条)。

(2) 金銭債務の特則

法定利率については変動制が採用されたことに伴い、金銭の給付を目的とする債務不履行については、その損害賠償の額は債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によることとし(419条1項)、事後的に法定利率が変更されたとしても影響を受けないこととした。

10. 債務不履行による損害賠償

(1) 債務不履行による損害賠償とその免責事由

債務不履行による損害賠償の免責要件については、415条1項により、以下の3点が改正された。①債務不履行の場合にも、債務者の責めに帰することができない事由により免責されることを明確にした。②免責要件は但し書きに置くことによって免責要件の主張・立証責任が債務者にあることを明確化した。③免責要件が「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」判断されることとした。

(2) 債務の履行に代わる損害賠償の要件

債務不履行による損害賠償請求をすることができる場合において、①債務の履行が不能であるとき(415条2項1号)、②債務者がその債務の履行を拒絶する

意思を明確に表示した(同項2号)、③債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務不履行による契約の解除権が発生した時(同項3号)のいずれかに該当するときに賠償の請求が認められることが明文化された。

(3) 損害賠償額の予定 (420条)

(前)「裁判所はその額を増減することができない」

(後)削除→公序良俗違反等を理由に増減できる

(4) 代償請求権 (422条の2)

(例)近隣の火災によって借家が焼失し、借主が火災保険金を受け取った場合、貸主は、履行不能となった建物の返還の代わりに火災保険金の償還を請求できる。